

# 泉田川

区報第58号  
令和3年11月15日

## 【主な内容】

• 理事長挨拶 .....	2
• 区報発行によせて .....	3
• 泉田川土地改良区総代会開催 .....	4
• 新総代一覧 .....	5
• 会議開催状況（理事会・幹事会・総代会） .....	6・7
• 令和3年度 一般会計収支予算 .....	8
• 令和2年度 一般会計収支決算 .....	9
• 令和2年度 長期借入金償還状況 .....	10
• 令和2年度 賦課金徴収実績 .....	11
• 令和3年度 賦課金 .....	12
• 事業実施状況 .....	13～14
• 今年度の枡沢ダム用水利用について .....	15
• 土地改良区からのお願い .....	16

赤坂東地区農地整備事業 27.2ha（令和3年度実施分8.4ha 工事中） 令和3年9月撮影

着工前 令和3年6月撮影

編集兼発行



みどり  
水土里ネット泉田川

泉田川土地改良区

山形県新庄市大字泉田字上村西407番地  
〒999-5103 TEL0233(25)2208  
FAX0233(25)2209

HomePage <http://izumitagawa.com/>  
E-mail [izumidam1@aurora.ocn.ne.jp](mailto:izumidam1@aurora.ocn.ne.jp)

## 【地区の概要】

地区の面積	組合員
2,143.6ha	1,075人







### 理事長挨拶

令和3年11月

泉田川土地改良区

理事長 阿部 清

組合員の皆様には、日頃より、当土地改良区の事業に関して御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今年の春は雪解けが極端に早く始まりました。梅雨時期には期待した降水がないことなどから、泉田川の流量が極端に減少し、柵沢ダムに、通水終了期までの十分な貯水量を確保できない事態となり、今年も通水の2次規制を実施させていただきました。組合員の皆様からは、出穂期の用水不足が現実の心配事になりましたが、土地改良区全体の課題として御理解をいただきました。

先日、農林水産省の作況が発表され、全県では作況指数104、単収は628kgであり、過去最高で全国一の単収となります。最上地域においては、作況数103、単収が595kgであったとされ、同時に発表された1.9mmのふるい目幅では単収は564kgでした。今年は網下米が多い（半俵程度）という組合員の声と同様な作柄なのではないかと考えています。出穂後の8月下旬には、登熟が停止するような、最低気温が13℃以下を下回る朝が出現し、一部地域では登熟不良が見られたとの情報が、当土地改良区にも寄せられました。概して、9月に入り、稲作にとって比較的順調な天候だったことから、この出来秋は平年作だったと感じる組合員が多かったとお聞きしています。

しかし、ほぼ2年にわたって継続しているコロナ禍の影響を主要因のひとつとする米価の低迷は、稔りの秋の充実感を吹き飛ばすような事態に陥っています。この水田作の経済性の低下は、水田農業の担い手の減少に、さらに拍車をかけるのではないかと懸念する声が多くなっています。当改良区においても、農林水産省、山形県、新庄市、金山町、真室川町並びに鮭川村の御協力をいただきながら、役職員一同、この喫緊の課題に対処したいと考えています。

土地改良区は、このような困難な状況にあっても、継続かつ安定した通水が最優先の業務になります。通水現場の緒問題を先送りすることなく、当土地改良区の組合員が全体調和できるように業務を心がけていきますので、今後とも御理解と御協力をいただきますことを、かざねてお願いします。



### ～『泉田川』発刊によせて～

山形県最上総合支庁産業経済部

農村計画課長 加藤 友之

泉田川土地改良区の皆様には、日頃より最上地域の農業農村整備事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、身近な生活面のみならず農業経営においても様々な不便を強いられており、何かとご苦労が多いことと思われま。こうした状況が一日も早く解消し、平穏な日々が戻ることを願っています。

今年は、これまで豪雨や台風による大きな被害は発生しておりませんが、4月から6月にかけて降霜や降雹があり、泉田川土地改良区管内でも大きな農作物被害が発生しました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。6月以降は高温・多日照・少雨で経過し、特に北部地域ほど降雨量が少ない状態が続きました。柵沢ダムでは水位が急激に低下し用水不足が心配されたことから、泉田川土地改良区の皆様には、早い段階から間断かんがい等の適切な用水管理に努めていただきました。その結果、農作物への影響を未然に防止することができ、改めてそのご苦労とご尽力に対し敬意を表する次第です。気象状況が目まぐるしく変化する中、10月12日に東北農政局で発表した最上地域の水稻の作況については「やや良」（9月25日現在）との結果であり、まずは一安心しているところです。

さて、農林水産業をめぐる情勢は絶えず変化し続けていますが、農林水産業は国民・県民の命をつなぐ重要な本県の基盤産業であり、将来にわたり、持続的に発展させていく必要があります。このため、県では今年3月に、直近の4年間（令和3～6年度）で取組む実行計画として『第4次農林水産業元気創造戦略』を策定し、各取組みを通して、食料供給県としての本県農林水産業の更なる発展と生産者の所得向上を目指しています。特に、農業農村分野では、水田農業の低コスト化に向けた基盤整備促進、災害等に強い農業・農村づくり、中山間地域をはじめとした農村地域の活性化等が重要な取組みとして位置づけられています。引き続き、土地改良区をはじめ関係者の皆様方と連携・調整を図り、事業の実施並びに事業化に向けた取組みに努めてまいりますので、関係者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、事業を推進していく上で必要な予算についてですが、最上地域における令和3年度耕地公共事業予算（実執行額）は対前年比112%となっており、概ね地域の皆様の要望にお応えできる予算を確保できたものと認識しております。これも偏に、理事長はじめ、関係者の皆様の積極的な要請活動等の賜物であると重ねて感謝申し上げます。

農地・農業用水は、農業の根幹をなす重要な「資源」であります。今後も農業を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されますが、この資源をしっかりと保全し、次の世代に引き継ぐことが、農業農村整備に携わる者の責務と考えています。最上総合支庁といたしましても、皆様方と一緒にこれらの資源の保全と活用に取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解とご協力についてよろしく申し上げます。

結びになりますが、泉田川土地改良区の益々のご発展と関係者の皆様のご健勝を祈念申し上げます。





令和2年度 会議開催状況 (理事会・監事会・総代会) (R2.4～R3.3)

開催月日	会議名	付議事項	出席率
令和2年4月16日	第1回理事会	議案第1号 令和2年度預金先の決定について 議案第2号 令和2年度泉田川土地改良区発注工事について	100%
令和2年4月24日	第1回監事会	議案第1号 令和2年度監査計画について	100%
令和2年6月17日	第2回監事会	承認第1号 令和2年度一般会計収入支出第1回補正予算の承認について	100%
令和2年6月17日	第2回理事会	報告第1号 令和2年度賦課金の納入状況について 議案第1号 基幹水利ストックマネジメント事業〔突発事故対応〕の事業実施について 専決第1号 令和2年度一般会計収入支出第1回補正予算について 承認第1号 令和2年度用水利用計画について 議案第2号 新規加入農地の新規加入金について	100%
令和2年7月30日	第3回理事会	議案第1号 令和2年度臨時総代会開催日時及び場所の決定について 議案第2号 財務状況の公表について	88%
令和2年8月5日	第3回監事会	承認第1号 令和元年度決算報告について	100%
令和2年8月18日	第4回理事会	報告第1号 令和元年度(平成31年度)決算監査報告について 議案第1号 泉田川土地改良区定款の一部変更について 議案第2号 泉田川土地改良区総代選挙規程の制定について 議案第3号 令和2年度臨時総代会上程議案について	100%
令和2年9月3日	R2臨時総代会	令和元年度一般会計収入支出決算の承認について	82%
令和2年12月17日	第4回監事会	承認第1号 令和2年度一般会計収入支出第2回補正予算について	100%
令和2年12月17日	第5回理事会	報告第1号 令和2年度賦課金の納入状況について 議案第1号 新規加入農地の新規加入金について 専決第1号 令和2年度一般会計収入支出第2回補正予算について 議案第2号 未納賦課金検討委員会の設置について 議案第3号 泉田川土地改良区規約の一部変更について	77%
令和3年1月26日	第5回監事会	承認第1号 令和2年度一般会計収入支出第3回補正予算について	100%

開催月日	会議名	付議事項	出席率
令和3年1月26日	第6回理事会	専決第1号 令和2年度一般会計収入支出第3回補正予算について 議案第1号 任期満了による総代選挙に係る選挙管理者及び選挙立会人について 議案第2号 泉田川土地改良区未収賦課金の不納欠損処理について(その1) 議案第3号 泉田川土地改良区未収賦課金の不納欠損処理について(その2) 議案第4号 令和3年度予算編成方針について 議案第5号 第69回通常総代会日時及び開催場所について	88%
令和3年2月9日	第6回監事会	承認第1号 令和2年度業務監査報告について	100%
令和3年3月8日	第7回理事会	報告第1号 令和2年度業務監査報告について 議案第1号 泉田川土地改良区区費徴収規程の一部改正について 議案第2号 泉田川土地改良区規約の一部変更について 議案第3号 泉田川土地改良区職員服務規程の一部変更について 議案第4号 第69回通常総代会上程議案について 議案第5号 新庄泉田川地区国営二期事業計画の今後の対処方針について	88%
令和3年3月29日	第69回総代会	通常総代会議案別紙のとおり 4頁参照	100%

監査執行状況

執行年月日	監査事項	監査総合意見	出席率
令和2年8月5日	会計経理に関する事項	令和元年度の会計経理に関し、一般会計及び特別会計を監査したところ適正と認めました。今後も組合員のため、堅実な運営をお願いします。	100%
令和3年2月9日	業務に関する事項	業務の監査にあたり、書類等を見聞した結果、良好と認めました。 施設の老朽化が進んでいる中、金山地区で発生した県営水路の漏水による、突発事故のような事が今後も考えられます。組合員が安心して用水利用が出来るよう、今年度より事業で行っている基幹施設の調査で、しっかりした改修計画を立てて頂きたい。	100%

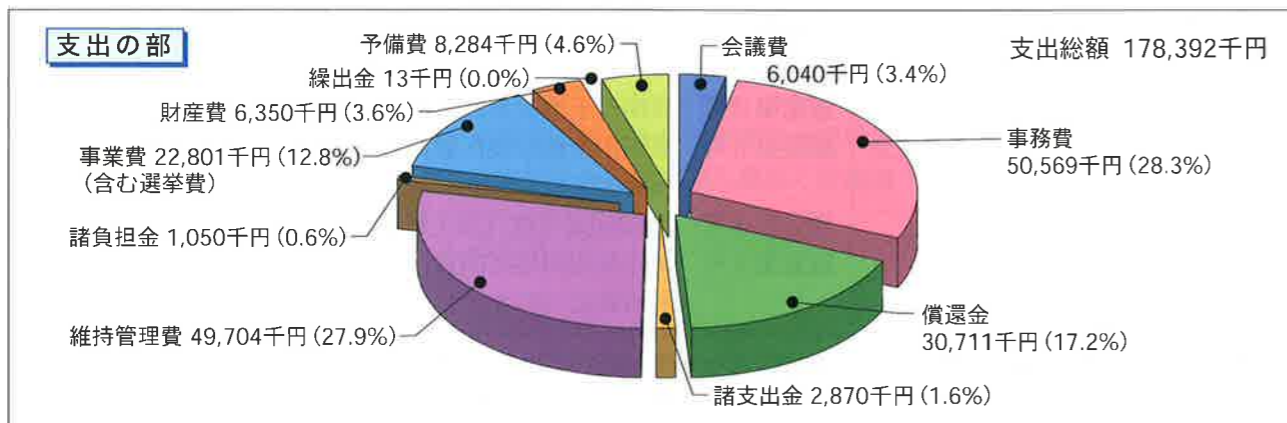
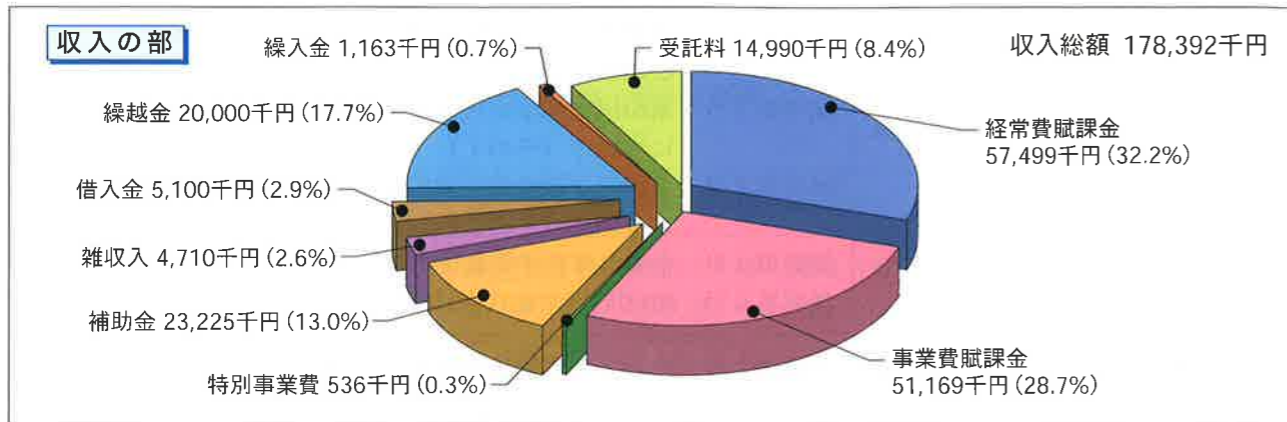
未納賦課金検討委員会

開催月日	会議名	付議事項	出席率
令和2年12月17日	第1回委員会	設立、規約、基本方針の決定	77%
令和3年1月26日	第2回委員会	不能欠損処理についての協議	88%



○財務状況の公表（泉田川土地改良区規約第47条の規定に基づく報告）

令和3年度 一般会計収支予算



収入支出差引残金なし

令和3年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

令和3年度 退職慰労積立金特別会計

令和3年度退職慰労積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	350	慰労金	2,653
繰越金	2,303	繰出金	1
雑収入	1	計	2,654
計	2,654	収入支出差引残金なし	

令和3年度 退職給与特別会計

令和3年度退職給与積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	3,000	給与金	45,188
繰越金	45,188	繰出金	4
雑収入	4	計	45,192
計	48,192	収入支出差引残金なし	

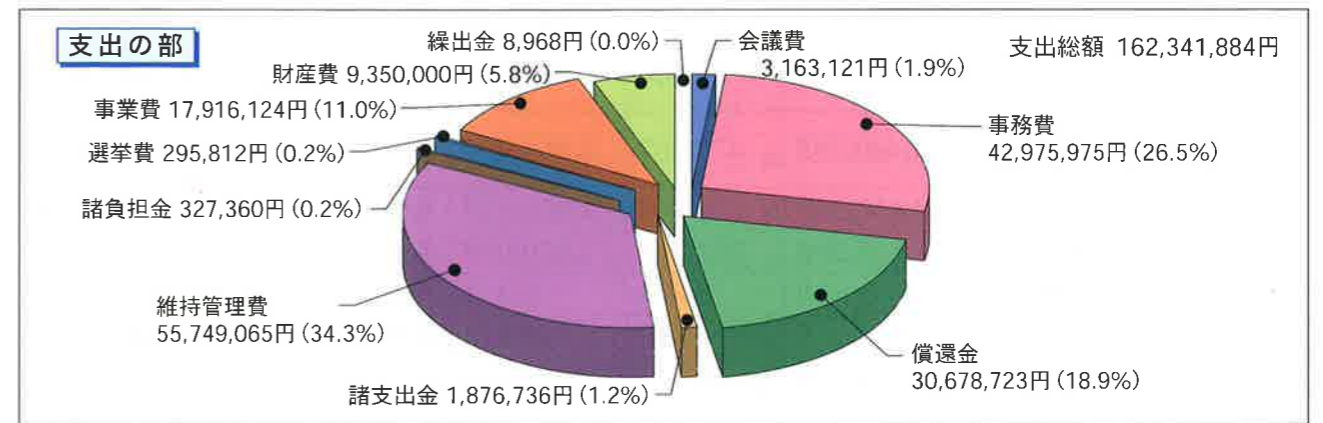
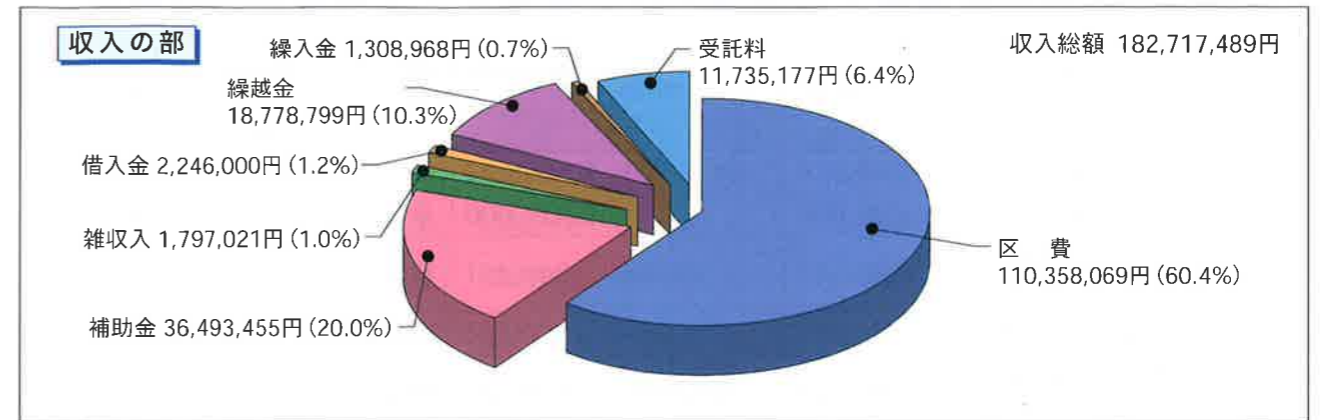
令和3年度 決済金特別会計

令和3年度決済金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
決済金	100	繰出金	1,152
繰越金	11,493	積立金	10,443
雑収入	2	計	11,595
計	11,595	収入支出差引残金なし	

令和3年度 財政調整積立金特別会計

令和3年度財政調整積立金特別会計収支予算			
収入		支出	
款	予算額	款	予算額
繰入金	3,013	積立金	55,734
繰越金	52,721	繰出金	6
雑収入	6	計	55,740
計	55,740	収入支出差引残金なし	

令和2年度 一般会計収支決算



収入総額182,717,489円—支出162,341,884円=20,375,605円は翌年度に繰越

令和2年度 特別会計収支決算

単位：円

令和2年度 退職慰労積立金特別会計収支決算			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	350,000	慰労金	0
繰越金	1,953,892	繰出金	150
雑収入	150	計	150
計	2,304,042	収入支出差引残金 2,303,892円は次年度へ繰越	

令和2年度 退職給与積立金特別会計収支決算			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	4,000,000	給与金	0
繰越金	41,188,909	繰出金	3,716
雑収入	3,716	計	3,716
計	45,192,625	収入支出差引残金 45,188,909円は次年度へ繰越	

令和2年度 決済金特別会計収支決算			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
決済金	0	繰出金	1,300,830
繰越金	12,793,778	積立金	0
雑収入	830	計	1,300,830
計	12,794,608	収入支出差引残金 11,493,778円は次年度へ繰越	

令和2年度 財政調整積立金特別会計収支決算			
収入		支出	
款	決算額	款	決算額
繰入金	5,008,968	積立金	0
繰越金	47,712,657	繰出金	4,272
雑収入	4,272	計	4,272
計	52,725,897	収入支出差引残金 52,721,625円は次年度へ繰越	



令和2年度長期借入償還

日本政策金融公庫資金・農業協同組合資金・全土連資金の償還状況

(単位:円)

Table with columns: 区分, 令和2年度償還状況 (元金, 利子, 計), 借入先, 令和3年5月末現在残元金, 完了年度. Rows include various agricultural and infrastructure projects.

令和2年度財産目録

令和3年5月31日調整

Table with columns: 資産の部 (流動資産, 特定資産, 基本財産, 固定資産), 負債の部 (長期負債, 短期負債). Rows list assets and liabilities with amounts in yen.

令和2年度 賦課金徴収実績

令和3年5月31日現在 (円)

Table with columns: 地区名, 用水利用面積㎡, 賦課金額, 徴収金額, %, 地区名, 用水利用面積㎡, 賦課金額, 徴収金額, %. Rows list various municipalities and their tax collection performance.

(賦課期日及び納入期限)

Table with columns: 種別, 賦課期日, 納入期日 (第1期, 第2期). Rows show payment schedules for different types of taxes.

賦課金の納期内完納にご協力ください

※ 納入期限が過ぎますと年利7.3%の延滞金がかかります。



### 令和3年度 賦 課 金 (10a当り)

区 分	旧田補水地区	開 田 地 区	附 記
経 常 費 賦 課 金	658 円	6,743 円	定款第25条
事 業 費 賦 課 金	586 円	6,007 円	定款第25条 26条 27条
合 計	1,244 円	12,750 円	(前年度比 旧田補水6円減、開田50円減)

地 区 名	特別事業賦課金	附 記
共栄地区農地整備事業(調査)	3,150 円	定款第25条ただし書きの規定による経常費賦課金は、定款第25条第2項及び第28条の2の規定による事業費賦課金の5%とする。
赤坂西地区農地整備事業(調査)	1,409 円	

#### ○賦課金納入のお願い

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入義務があります。土地改良区の健全な運営を図るためにも、賦課金は大変重要な資金となりますので、未納のないようご協力をお願いします。米価の低迷や資材等の値上げなど、依然として農家運営の厳しい状況が続いておりますが、土地改良区の運営に対し、今後とも組合員の皆様からのご理解をいただけますようよろしくお願い致します。尚、平成20年度から開田地区賦課金で10a/1,700円の農家軽減をしておりますが、本年度より更に12,800円→12,750円(50円減)、旧田補水地区賦課金1,250円→1,244円(6円減)、組合員の負担軽減を図っております。今後も長期財政計画を立て、積極的に補助事業を取り入れ、組合員の負担軽減を図れるよう努力してまいります。

賦課金の長期滞納者については、土地改良法によりやむを得ず差押え等の滞納処分をすることになります。尚、特別な事情等がある方は土地改良区までご相談下さるようお願いします。(賦課金納付等に関するお問い合わせは会計係まで)

### 令和3年度 決 済 金 (10a当り):円

区 分	旧田補水地区	開 田 地 区	附 記
共 通 事 業 償 還 金	1,774	24,746	
維 持 管 理 費	7,954	81,592	
ダ ム 管 理 費	496	5,096	
合 計	10,224	111,434	

#### ○決済金について

事業費は、当初の受益面積で対応しており、転用等で除外されますと残された土地で維持管理費や償還金等を負担することになり、受益者は不利益をこうむることになります。

土地改良区は転用組合員に対し、その土地の負担相当分を決済の対象とし、残りの組合員の負担が過重にならないよう決済金を徴収するものです。尚、道路や河川等の公共事業用地として買収される転用農地についても決済金が徴収されます。

### 事 業 実 施 状 況

#### ☆県営基幹水利施設管理事業

本事業は、泉田川第2頭首工(平成8年度採択)及び榊沢ダム・泉田川第1頭首工(平成10年度採択)の操作点検業務を県より委託を受け実施している事業で、令和2年度は泉田川第2頭首工1,440千円、榊沢ダム4,780千円の受託料で実施しました。令和3年度の受託料及び整備補修費(県発注工事)は下記のとおりで実施しております。

事業費の概要

(単位:千円)

施 設 名	管理受託料	整備補修費	附 記
泉田川第2頭首工	1,390	0	山形県より操作点検業務委託
榊沢ダム・泉田川第1頭首工	6,400	0	同 上
計	7,790	0	

※負担区分 国30%・県40%・市町村10%・地元20%



榊沢ダム流木処理



榊沢ダム除草作業



榊沢ダム除雪作業

#### ☆国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

ダムや幹線水路など農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、地域の洪水防止・防火用水・消雪用水等のさまざまな多面的機能も発揮しております。これらの施設は土地改良区が管理していますが、農業水利施設の有する多面的機能の適切な発揮を促進するため、啓発活動を行いながら、非農家を含めた地域住民の管理作業への参画と協定締結を行い、管理体制の強化を図ります。

事業費は令和2年度6,900千円、令和3年度6,640千円で除草、土砂上げ等を行い令和4年度まで継続する予定です。

負担区分:支援金36.5%(支援金内訳 国50%・県25%・市町村25%)・地元63.5%



幹線水路除草業務委託完成検査状況



温水溜池浚渫



啓発看板の作成等





### ☆県営赤坂東地区農地中間管理機構関連農地整備事業

令和2年度に採択された本事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地を、農業者の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めないで農地の大区画化等の基盤整備を実現することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現を資することを目的に実施します。本年度から面工事に着工しており、令和7年度に事業完了予定です。事業費と事業量は以下のとおり予定しております。

※負担区分：国62.5% 県27.5% 新庄市10% 地元0% (単位：千円)

全 体		令和2年度(繰越)		令和3年度		令和4年度以降	
事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量
603,000	区画整理・ 測量設計・ 換地業務 A=27.2ha	150,000	区画整理・ 測量設計 A=8.4ha	50,000	区画整理・ 換地業務等 A=8.4ha	403,000	区画整理・ 換地業務等 A=18.8ha



整地工



調整水槽工



換地委員会

### ☆県営共栄地区農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型)

本年度に採択された本事業は、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化等を推進し、豊かで競争力のある農業の実現を資することを目的に実施します。本年度は測量設計業務と換地業務を行っており、令和10年度に事業完了予定です。事業費と事業量は以下のとおり予定しております。

※負担区分：国55% 県27.5% 真室川町10% 地元7.5% (単位：千円)

全 体		令和3年度		令和4年度以降	
事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量
1,300,000	区画整理・ 測量設計・ 換地業務 A=56.6ha	24,000	測量設計・換 地業務等 A=56.6ha	1,276,000	区画整理・ 測量設計・ 換地業務 A=56.6ha

### ☆赤坂西地区経営体育成基盤整備事業 調査計画業務

本地区は、平成30年度から農地整備事業(区画整理)の実施に向けて、調査計画業務を行っております。本年度が最終年度になり、5,500千円(負担区分：県40% 地元60%)の事業費で、事業計画書や事業審査資料等の委託業務を行っております。尚、事業採択予定は令和4年度になります。



営農検討会議



生き物調査概要説明

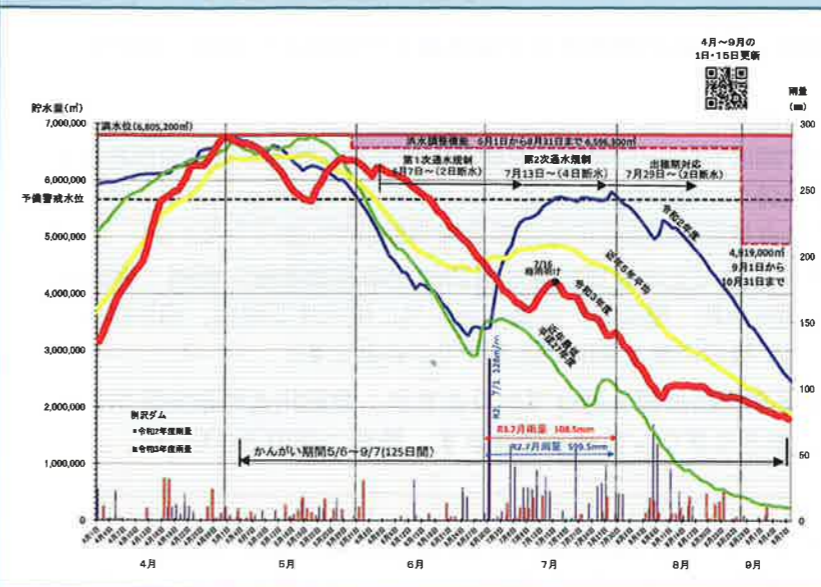


生き物調査

### 水利権とは【通水期間 5月6日から9月7日まで】

水利権とは、河川やため池等から取水して使用する権利で、管理者(国や県)の許可を必要とします。取水量や取水期間を違反すると最悪の場合、取水の権利を取り消されることもあります。必要な時に必要な分だけ取水出来る訳ではないことをご理解頂き、今後とも通水体制にご協力よろしくお願いします。

### 令和3年度の通水について



令和3年度の柵沢ダムの通水については、7月中旬から8月上旬までの期間に十分な雨が降らず、柵沢ダムの貯水量も低下し、2次規制を実施し対応しました。出穂期についても、通年には規制を緩和するところを1次規制の内容で実施し、厳しい用水管理状況の中、各総代や組合員の懸命な努力の結果、乗り切ることができました。関係各位の皆様の節水のご協力により無事に終了できました。この場をお借りし、感謝申し上げます。

### 令和3年度 事務局体制 (令和3年4月1日付)

総務課長 千川原政博

管理専門員 今田敏春

企画専門員 淀川秀人

事業専門員 堀 亮

会計係主任 渡部幸織

庶務係主任 栗田昂侑

※ ( ) は兼務

会計係主任 (栗田昂侑)

庶務係主任 (渡部幸織)

### 泉田川土地改良区のホームページをご覧ください!

ダムの放水規制日程や各種行事など最新の情報をお届けいたします。また、過去の泉田川区報やイベント等の写真も掲載していますので是非ご覧ください!



<http://izumitagawa.com>

いずみがわで検索



### こんな時には必ず届出をお願いします！

- ① 組合員資格の得喪又は変更があった時（組合員資格得喪通知書提出）担当：会計係
  - ★ 組合員が農地の所有権や耕作権を異動した場合（売買、賃貸借、交換等）
  - ★ 組合員が亡くなった場合
  - ★ 組合員が農業者年金を受給するため後継者に農業経営の移譲を行った場合
  - ★ 組合員の住所が変わった場合

※ 土地改良区に届出がなかった場合、賦課台帳等の修正がされず従来のまま賦課されますので、必ず届け出て下さい。
- ② 農地を転用した時（地区除外申請書・農地転用申請書及び意見書交付願提出）担当：会計係
  - ★ 農地転用する場合
  - ★ 公共事業等により農地が買収になる場合

※ 土地改良区に届け出て決済金（詳細は12ページ参照）を納入し地区から除外する必要があります。これは地区内農地の経費負担加重を防ぐための制度です。農地を転用する場合、公共事業等により農地が買収になる場合は事前に申し出て下さい。
- ③ 土地改良区の施設を他目的に使用する時（土地改良施設他目的使用申請書提出）担当：管理係
  - ★ 土地改良区が管理している施設（用排水路・農道等）を農業用以外に使用する場合、雨水排水や合併浄化槽処理水を水路に放流をしたい場合には土地改良区の許可が必要です。

（それぞれの届出用紙は、土地改良区事務所に備え付けておりますが、泉田川土地改良区ホームページ内の「様式ダウンロード」からもダウンロードできます。是非ご利用下さい。）

### 注意して下さい！！ 滞納賦課金は新組合員が負担

農地の移動（売買等含む）をする場合、滞納賦課金のある農地を取得すると**土地改良法第42条1項（権利義務の継承及び決済）**の規定により、取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。必ず、土地改良区で未納があるか確認してから契約するように注意して下さい。

用排水路の通水量は、気象条件や営農上不定期に増減水しますので非常に危険です。

**「危険」**

**水路やため池のそばでは遊ばない。遊ばせないで！！**

※地区内の学校には、毎年夏休み前に、教育委員会を通じ文書でご指導をお願いいたしておりますが、ご家庭でも幼児や子供たちを、水路のそばで遊ばせないようご協力をお願いします。

**あぶない！！**

**あそぶな**

山形県 泉田川土地改良区

### 土地改良区からのお願い

○ 農業用水路への不法投棄は絶対にやめましょう！

水路にゴミが溜ると通水に支障を来すばかりでなく、冠水等他に被害を及ぼすことにもなりますので絶対ゴミを捨てないようにして下さい。又、水路敷地や農道に物を放置しないようにして下さい。



○ ゲート操作の必要な時には連絡を

用水の調整については、職員が巡回し全地域の用水調整を行っておりますが、水路の分水ゲートを勝手に操作されますと全体の用水調整に混乱を来し、他の地区に大変迷惑をかけることになります。

分水ゲートの操作を必要とする場合は、巡回している職員に依頼するか、**地区の総代を通じて**土地改良区に連絡して下さい。

○ 用排水路の清掃に心がけましょう

国・県営水路は毎年土地改良区で清掃を実施しておりますが、団体営以下の水路清掃は水路関係者で毎年定期的実施されるようご協力をお願いいたします。

○ 揚水機の使用期間について

各揚水機の使用期間は、農事用電力で契約しており**4月20日から9月10日**までになります。**期間外に使用すると多額な電力料が発生**しますので、使用したい場合は前もって土地改良区に連絡をお願いいたします。